

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

名 称	合同会社m a k a n a
法 人 種 別	合同会社
代 表 者 氏 名	代表社員 相馬 悟
本 社 所 在 地 (連 絡 先)	青森市大字安田字近野 270 番地 5 (090-7660-4506)
法 人 設 立 年 月 日	令和 3 年 8 月 19 日

2 事業所の概要

名 称	児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら/スタジオさくら
事 業 の 種 類	児童発達支援・放課後等デイサービス
事 業 所 番 号	0 2 5 0 1 6 1 5 1 0
所 在 地	青森市大字浪館字志田 3 8 番地 6 /青森市大字浪館字平岡 120 番地 3
連 絡 先	電話:017-753-1121 (アトリエさくら) F A X:017-772-0013 電話:017-753-2190 (スタジオさくら)
利 用 定 員	児童発達支援・放課後等デイサービス 合計 10 名
営 業 日 ・ 営 業 時 間	営業日:月曜日から 金曜日(祝日、8/13~8/15、12/30~1/3 を除く) 営業時間:9 時 00 分から 18 時 00 分 (アトリエさくら)、8 時 30 分 から 17 時 30 分 (スタジオさくら) サービス提供時間:10 時 00 分から 17 時 00 分 (アトリエさくら)、 9 時 30 分から 11 時 15 分 (スタジオさくら) R8.4~放課後等デイサービス開始に伴い 9 時 30 分から 16 時 30 分
事業所の通常の 事業実施地域	青森市 (※その他の地域は相談に応じます)
事 業 の 目 的	本事業所は、指定障がい児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とします。
運 営 方 針	1.児童発達支援の提供 利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的

	な支援を行います。 2.放課後等デイサービスの提供 利用者が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な支援を行います。 3.地域連携 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 4.法令遵守 児童福祉法及び関係法令等を遵守し、適切なサービスを実施します。
--	--

3 事業所の職員体制について

(1) 職員体制

職 種	合計員数	役割・業務内容
管 理 者	1 名（常勤、保育士兼務）	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に基づく事業所の職員に対する指揮命令を行う
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	2 名（常勤）	・アセスメントの実施 ・個別支援計画の作成・見直し ・利用者・保護者への説明・同意取得 ・他の職員に対する技術指導及び助言
保 育 士	7 名（常勤）	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切な支援を行う。
看 護 職 員	1 名（非常勤）	個別支援計画に基づき医療的ケアが必要な障がい児等に対し適切な看護を行う。
理 学 療 法 士	1 名（常勤）	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切な理学療法を行う。
作 業 療 法 士	2 名（常勤）	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切な作業療法を行う。
言 語 聴 覚 士	1 名（常勤）	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切な言語療法を行う。
心理担当職員	1 名（常勤）	個別支援計画に基づき障がい児等に対し適切な心理指導を行う。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで ※祝日、8/13～8/15、12/30～1/3 を除く。
営業時間	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分（アトリエさくら）、 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分（スタジオさくら）
児童発達支援	午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分（アトリエさくら）、 午前 9 時 30 分から午前 11 時 15 分（スタジオさくら）

放課後等デイサービス	午後 2 時 00 分から午後 5 時 00 分（アトリエさくら）、 午後 1 時 45 分から 4 時 30 分（スタジオさくら） *スタジオさくらは令和 8 年 4 月開始予定
学校休業日	午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分（アトリエさくら） 午前 10 時 00 分から午後 4 時 30 分（スタジオさくら）

4 事業所の設備等の概要

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
支 援 室 1	1 室	29.7 m ²
支 援 室 2	1 室	16.5.m ²
支 援 室 3	1 室	13.2.m ²
学 習 室	1 室	9.9.m ²
職 員 室	1 室	12.4 m ²
ト イ レ	2 室	各 1.65 m ²

5 提供するサービスの内容

重要： サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。この計画は児童発達支援管理責任者が作成し、保護者の同意をいただきます。計画は少なくとも 6 か月に 1 回以上見直し、必要に応じ

特色ある支援

- ◆医療的ケアを必要とする障がい児（重症心身障がい児を除く）に対する支援
- ◆自閉スペクトラム症を含む発達障がいのアセスメントを丁寧を実施
- ◆エビデンスに基づいた介入支援により本人の持っている力を最大限に発揮できるようサポート

サービス種別	サービス内容
--------	--------

児童発達支援	自閉スペクトラム症を含む発達障がいのある児童に合わせた環境設定を行い、早期療育における大人との関係づくり、遊びを取り入れた共感的なやり取りを通し、コミュニケーションや遊びの広がり支援します。また、体や手指の発達支援や概念学習、日常生活において自立的に行動できる力を身につけるための支援を行います。お子さんの発達や家庭療育に関する相談、他療育機関や就学時の移行に関する支援を行います。
放課後等デイサービス	自閉スペクトラム症を含む発達障がいのある児童に、本人告知から始める自己認知支援を行います。個別セッションにおいてコミュニケーション・社会性・感情のコントロール・思考の柔軟性を養う支援を行います。自分を知り、学び、自己権利擁護スキルを身につけるためのサポートをします。年齢に応じてグループセッションを行い、自己理解のほか他者理解を深め、進学・就労の自己選択ができるようにサポートします。

具体的なサービス内容

サービスの種類	サービスの内容
個別支援計画の作成	利用児童及び保護者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した個別支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	SST（ソーシャルスキルトレーニング）、アナログゲーム、パソコン操作等を行います。
創作的活動	絵画、工作など季節に合わせた制作のほか、夏は園芸等を行います。
相談業務	健康、福祉、生活の相談等を行います。
送迎サービス	希望により、利用児童の居宅又は学校等と事業所との間の送迎を行います。

6 利用料金

（１）障害児通所給付費支給対象サービスの報酬単価

個別支援計画に定めた個々の計画時間によって単価が変わります。また計画時間を超える支援については延長支援加算の対象となります。

（２）障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

サービスを提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の１割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、１月あたりの利用者負担額になります。

ご注意：利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。利用者負担額として児童の保護者等から徴収した額以外については、各市町村から代理受領するものとします。負担上限月額等の詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

(3) 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、月に4回を限度として欠席時対応加算を算定させていただきます。

7 支払い方法

利用料金の支払いは、サービスを利用した月の翌月15日を目処に請求しますので、請求月の27日に指定口座から引き落としをさせていただきます。青森みちのく銀行の口座をお持ちでない方は請求月の27日までに下記口座にお振込みください。振込手数料はお客様のご負担となります。

青森みちのく銀行 大野支店 普通口座 3073970
ゴウドウガイシャマカナダイヒョウシャイン ソウマ サトル

8 利用者の記録及び情報の管理等

- ① 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。
- ② 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を行う上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

9 ご利用に際し留意していただきたい事項

項 目	内 容
設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動・政治活動・営利活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに

保護者や医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

項 目	内 容
医 療 機 関 名 称	すとう小児科クリニック
医 院 長 名	須藤 善雅
所 在 地	青森市三好1丁目8-2
電 話 番 号	017-761-2300
診 療 科	小児科

12 非常災害時の対応

項 目	内 容
非常時の対応	別途定める「消防計画書」に従って対応します。
防火管理責任者	相馬 実
避難訓練	利用者も参加の上、年2回以上実施します。
防災設備	消火器 避難誘導灯

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」及び「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

虐待防止体制

◆虐待防止担当者：相馬 悟

◆虐待防止委員会の設置：定期的に虐待防止委員会を開催し、虐待の防止に関する検討を行います

◆研修の実施：従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的 to 実施します

◆苦情解決体制の整備：適切な苦情解決体制を整備しています

14 身体拘束の禁止について

事業者は、サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

なお、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

さらに、身体拘束等の適正化を図るための体制を整備するとともに、従業者に対しての研修を定期的に行います。

15 事故発生時の対応方法について

利用児童に対するサービスの提供中に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用児童の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用児童に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

項 目	内 容
保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任保険

16 感染症及び食中毒の発生・まん延防止について

事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう下記の措置を講じます。

- ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための体制を整備します。
- ② 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行います。
- ③ 感染症対策委員会を設置し、定期的に開催します
- ④ 感染症・食中毒対応マニュアルを整備し、適切に対応します

17 業務継続計画（BCP）について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

業務継続計画の内容

- ◆平常時及び緊急時における人員配置
- ◆感染症対策に必要な設備・備品の確保
- ◆職員の勤務体制及び代替人員の確保
- ◆利用者・家族との連絡体制
- ◆関係機関との連携体制
- ◆研修・訓練の実施

18 相談・苦情窓口

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口

担 当 者	管理者 相馬 実
連 絡 先	0 1 7 - 7 5 3 - 2 1 9 0 (アトリエさくら)
受 付 時 間	9 時 0 0 分から 1 8 時 0 0 分まで

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受付けています。

市 町 村	担 当 部 署	青森市福祉部障がい者支援課
	所 在 地	青森市新町 1 丁目 3 - 7
	連 絡 先	0 1 7 - 7 3 4 - 5 3 2 7
	受 付 時 間	8 時 30 分から 18 時 (土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)

名 称	青森県社会福祉協議会 運営適正化委員会
所 在 地	青森市中央 3 丁目 20-30
連 絡 先	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 9 1
受 付 時 間	月～金曜日 8 時 3 0 分～ 1 7 時 (土日祝日を除く)

19 個人情報の使用について

個人情報使用同意

利用者及びその家族の個人情報については、以下の通り必要最小限の範囲内で使用することについて同意をいただきます。

1 使用する目的

事業者が、社会福祉法第 76 条に関する法令に基づき利用者に行う放課後等デイサービス又は児童発達支援を円滑に実施するため、担当者会議において、又は利用者が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要

な利用者や家族個人に関する情報
その他のサービス提供に必要な情報

説明確認書

令和 年 月 日

障がい児通所支援を提供するにあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 青森市安田近野 270-5

(事業者名) 合同会社 makana 代表社員 相馬 信

(事業所名) 児童発達支援・放課後等デイサービス アトリエさくら /

スタジオさくら

(説明者) 職名

氏名

私は本書面により、障がい児通所支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

保護者

(住 所)

(氏 名) 印

(続 柄)

利用児童

(住 所)

(氏 名)